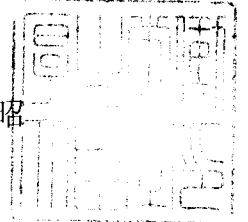


## 行政文書不開示決定通知書

江原 朗 様

厚生労働大臣 長妻 昭



平成22年8月6日付けの行政文書の開示請求（開第1724号）について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

### 記

#### 1 不開示決定した行政文書の名称

平成20年病院報告において示された100床あたりの医師数の各施設ごとの値  
（100床あたりの医師数のばらつき、各パーセントイルを出したいので、病院名は不要ですから、各病院ごとの病床数、医師数、100床あたりの医師数を全施設について出してください）

#### 2 不開示とした理由

各病院ごとの病床数、医師数以外の値については、開示請求に係る行政文書を作成・取得しておらず、これを保有していないため不開示とした。

各病院ごとの病床数、医師数については、公にすることにより統計調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第5条第6号に該当すると解され、不開示とした。

\* この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、厚生労働大臣に対して異議申立てをすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合には異議申立てをすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所又は特定管轄裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

\* 担当課等：厚生労働省大臣官房統計情報部 人口動態・保健統計課保健統計室  
TEL:03-5253-1111（内線7522）



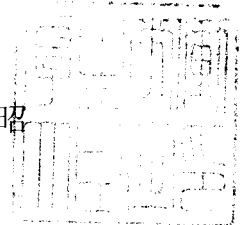
厚生労働省発統0827第2号

平成22年8月27日

## 行政文書不開示決定通知書

江原 朗 様

厚生労働大臣 長妻 昭



平成22年8月6日付けの行政文書の開示請求（開第1725号）について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

### 記

#### 1 不開示決定した行政文書の名称

平成20年病院報告における一般病院一般病床の平均在院日数、病床利用率の病院ごとの値、一般病院における100床あたりの医師数の病院ごとの値（全病院分の数値を下さい）  
（各病院の一般病院一般病床の平均在院日数、病床利用率のばらつき、および、各一般病院における100床あたりの医師数のばらつきが知りたいので、全施設の値をください。なお、エクセルファイルでいただければ、解析しやすいのでありがたいです。）。

#### 2 不開示とした理由

開示請求に係る行政文書を作成・取得しておらず、これを保有していないため不開示とした。

\* この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、厚生労働大臣に対して異議申立てをすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合には異議申立てをすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所又は特定管轄裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

\* 担当課等：厚生労働省大臣官房統計情報部 人口動態・保健統計課保健統計室  
TEL：03-5253-1111（内線7522）